

大阪府中小企業振興基本条例に基づく施策の実施状況

令和6年10月

大 阪 市

大阪経済は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進み、以前の活況を取り戻しつつあり、緩やかな回復が続いている。

しかし、人口減少による国内市場の縮小、人材不足や後継者不足、産業構造や市場環境の激しい変化など、市内中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況となっている。

一方、このような厳しい経営環境下においても、高い技術力や独自の製品等を有し、高付加価値化により成長している企業も多く存在し、環境・エネルギー分野や健康・医療分野など、将来の成長が期待される分野の企業や研究機関が集積している点も大阪・関西の強みである。

さらに、2025年には大阪・関西で国際博覧会が開催されるなど、大阪の魅力発信の機会や様々なビジネスチャンスの拡大が期待されている。

こうした中、大阪市では、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして取り組んでいくことを明確化した「大阪市中企業振興基本条例」のもと、中小企業の経営基盤の強化や成長への挑戦を支える取組を推進している。

具体的には、大阪経済の主要な担い手である中小企業が安定的・発展的に事業を継続するため、中小企業の経営基盤強化や経営革新、生産性向上、大阪経済の新たな担い手の創出に向け、中小企業支援にかかる施策・事業の執行を担う機関である公益財団法人大阪産業局（平成31年4月設立）が弾力的に事業執行できる交付金制度を創設・実施することなどにより、経営環境や支援ニーズ等の変化に機動的に対応した効果的な支援を行っている。併せて、制度融資等の実施を通じて中小企業の資金調達の円滑化を支援している。技術面の支援では、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（平成29年4月設立）を中心に、ものづくり企業の技術・製品開発の強化に取り組んでいる。

また、中小企業の潜在力を活かしたさらなる成長に向け、今後の成長が期待される分野への参入促進や、大阪が強みをもつクリエイティブ関連企業を支援することにより製品・サービスの高付加価値化を促進するとともに、国際ビジネス展開を積極的に支援している。

地域経済の活性化に向けては、商店街やものづくり企業が地域の一員として地域住民等との良好な関係を構築し、活発に事業活動を展開していくことが重要となっているなか、区役所と連携しながら経済戦略局の様々な支援サービスを地域の中小企業にきめ細かく届けるとともに、商業やものづくり企業等の持続的発展をはじめ、地域経済の活力創出につながる取組への支援を行っている。

1. 産業振興・中小企業支援施策にかかる企画調整、調査等

企業ニーズにあった産業振興・中小企業支援施策を効果的に推進していくため、市長の諮問機関である「大阪市中小企業対策審議会」（昭和39年設置）から本市中小企業振興施策に関する意見を受けるほか、中小企業の実情や課題の把握に努め、組織内での情報共有や企画立案への活用を図るとともに、施策情報のきめ細かな発信に取り組んでいる。

また、施策の企画立案のための基礎調査として、景気観測調査などにより市内の企業経営者の景気認識や経営課題の把握等を行っている。

2. 中小企業の経営基盤強化等の支援やイノベーション創出の促進

（1）地域中小企業経営基盤強化及び創業等の支援

本市中小企業の総合的支援拠点である大阪産業創造館（平成13年1月開設）を中心に、企業の経営基盤の強化および創業を支援している。また、新しいビジネスに挑戦する意欲のある企業に対し、様々なビジネスチャンスをつかむ機会や場を提供するとともに、新規事業創出、高付加価値化等に向けた各種プログラムを展開することにより、中小企業の事業拡大や成長・発展を図っている。

ア 創業支援事業

創業希望者を対象に、事業計画や資金計画の策定に向けて、創業に関する基礎的な知識の習得や課題の解決を図るとともに、ビジネスプランの実現につなげるためのセミナーやワークショップなどを実施するほか、受講者同士の交流等による新たなビジネスネットワークづくりを支援している。

また、市内での創業を促進するため、大阪産業創造館14階に低廉な料金で利用できる起業支援スペース「立志庵」（24時間利用可能）を設置している。利用期間中（最長6ヶ月間）は、専門家によるコンサルティングやワークショップなどを実施し、創業を支援している。

イ コンサルティング事業

中小企業診断士等の専門家を活用し、マーケティング、経理・税務、人事・労務、知的財産、法律などの各分野の相談にインターネット・電話・面談（予約制）で応じるとともに、企業への専門家派遣を実施するなど、経営課題の解決や経営革新、事業承継等に向けたコンサルティングを実施している。

ウ DX高度化支援事業

万博のインパクトを活かした経済成長面の取組を見据え、中小企業のDX推進によるビジネスチャンスの拡大、生産性向上等を図るため、大阪産業創造館での相談窓口の設置や、セミナ

ーをはじめとした各種支援プログラムの実施を通じて中小企業が直面するDX推進に伴う課題解決を支援するとともに、普及啓発、先行事例の提供等に取り組んでいる。

エ 頑張る中小企業のビジネスチャンス獲得支援事業

万博を契機とした様々なビジネスチャンスの獲得に向け、大規模展示商談会への出展を通じて、市内の中小企業が持つ高いポテンシャルや魅力のある製品・技術・サービスなど、大阪の魅力ある産業資源を国内外に発信することにより、市内中小企業の販路拡大と大阪の経済活力の向上を図っている。

オ 大阪・関西万博での中小企業の参画機会創出事業

大阪の中小企業の世界市場への挑戦を支援するため、海外展開など販路拡大をめざす魅力ある中小企業に対し、万博会場内外における展示会・商談会出展の機会を設けるなど、新たなビジネス機会の創出につながる中小企業の魅力発信と販路開拓の場の提供をめざしている。

カ 経営革新支援事業

中小企業・ベンチャー企業等を対象に、金融機関と連携した商談会等の各種マッチング事業を実施し、販路開拓や事業提携を支援している。

また、新分野への挑戦、経営課題の解決、事業承継等をテーマにした各種セミナーやワークショップ等を実施することにより、中小企業・ベンチャー企業経営者のスキルアップや経営の革新、円滑な事業承継を支援している。

さらに、大学や研究機関と連携しながら、技術発表会やマッチングイベント等の開催を通じて、新事業の創出と次代を担う企業の育成を図っている。

キ 外国人起業活動促進事業

本市において起業をめざす外国人による起業準備活動を促進するため、外国人起業家の起業準備活動期間中、「経営・管理」の在留資格の取得に向けて、大阪イノベーションハブの「外国人起業促進支援窓口」において、創業支援サービスなどを活用しながら支援を行っている。

ク 大阪トップランナー育成事業

医療・介護・健康分野等において、新たな需要の創出が期待できる製品・サービスのプロジェクトを発掘・認定し、本市が認定を行ったプロジェクトに対して、コーディネーターが伴走し、各段階の課題に応じたオーダーメイド型の継続的サポートを行っている。また、中小企業の新事業創出を促進するイベント（ワークショップ、交流会等）も開催している。

ケ クリエイティブ産業創出・育成支援事業

クリエイター・クリエイティブビジネスを支援する「クリエイティブネットワークセンター大阪メビック」を大阪産業創造館内に設置し、クリエイターのネットワーク構築やクリエイタ

一とものづくり企業等とのマッチング、「プロデュース能力」を持ったクリエイターの育成に取り組むなど、大阪で活動するクリエイターを支援するとともに、クリエイティブ産業と他産業とのコラボレーションを創出し、製品・サービスの高付加価値化を促進している。

(2) イノベーション創出の促進

大阪に人や投資等を呼び込み、ビジネスチャンスを拡大させ、経済活力の向上につなげるため、まちづくりや地域開発の動きを見据えて、イノベーションやスタートアップが次々と創出され成長する環境の整備・向上を図っている。

ア グローバルイノベーション創出支援事業

平成25年4月にうめきた地区知的創造拠点ナレッジキャピタル内に開設した「大阪イノベーションハブ（O I H）」においてグローバルイノベーション創出支援事業を実施している。ここでは、国内外の投資家や起業家をつなげる仕組みとして、国際会議や人材交流、事業成長を加速化させるアクセラレーションプログラム等のプロジェクト創出支援、大学の参画を促進する産学官連携等に取り組んでいる。さらに、これらの取組との相乗効果を生み出すものとして、「グローバルイノベーションファンド」に出資している。

イ ソフト産業プラザ事業

I o T・ロボットテクノロジーなどの先端技術を活用したビジネスに関する創業を促進し、創業期の企業を育成することを目的としてアジア太平洋トレードセンターにインキュベーションオフィスを設置し、常駐スタッフによる各種サポートを行うとともに、セミナー等による人材育成などを行っている。

また、技術に関する基礎知識からビジネスモデルの構築まで、I o Tビジネスに必要なメソッドを学べる創業プログラムの提供とともに、専門コーディネータによるハンズオン支援や先輩起業家からのメンタリングを実施することにより、I o T・ロボットテクノロジーを活用したビジネスの創業を支援している。

ウ 先端技術実証支援事業

民間事業者等による先端技術を活用した実証事業の実施を支援している。

(ア) I o Tロボットビジネス実証実験支援プログラム

I o T、ロボットテクノロジー等の先端技術を活用した新たなビジネスを創出するため、効果的な実証実験となるようコーディネートを実施し、アジア太平洋トレードセンター（A T C）と舞洲のスポーツ施設を実証実験フィールドとして提供している。

(イ) 「実証事業都市・大阪」の取組

大阪市・大阪府・大阪商工会議所が連携して「実証事業推進チーム大阪」を組成し、大阪市・府が管理する公共空間・施設等を実証フィールドとして提供している。

エ 5Gビジネス創出プロジェクト

「5G X LAB OSAKA」を拠点に、機運醸成からビジネス構築まで事業フェーズに応じて一貫した支援を実施し、5G関連ビジネスの創出を推進している。令和6年度は、スタートアップ等と大企業とのマッチングや、5Gを活用した新製品・新サービスの開発及び試行的な導入にかかる経費の補助、事業検証支援を実施している。

オ スタートアップ・エコシステム拠点都市

大阪府・経済界等と連携して、世界中から英知が結集し、イノベーションが次々と生まれる「イノベーション都市」をめざして取組を進めている。その一環として、国の「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る募集において、京阪神が連携して各コンソーシアムの連名で申請を行い、令和2年7月「グローバル拠点都市」に選定された。国の支援も得ながら京阪神が連携して力強いシナジー効果を発揮し、ライフサイエンス分野をはじめとする関西の強みが活かせる、世界に伍するスタートアップ・エコシステムの構築を進めている。

カ カーボンニュートラル（CN）等新技術ビジネス創出支援事業

カーボンニュートラル（CN）等の新技術の専門的知識等を有する人材及び資金調達環境強化のための人材を確保し、スタートアップ等による新技術ビジネスの創出を支援する新たな仕掛けを構築する。CN分野を中心に大学等の有望な新技術を発掘し、スピード感を持ってビジネス化支援を進めることで、万博における出展や実証実験等で活躍するスタートアップの輩出をめざしている。

キ 「空飛ぶクルマ」の実現に向けた取組の促進

国、大阪府、関係局等と連携し、万博における「空飛ぶクルマ」の実現に向けた取組を推進している。

（ア）社会実装促進補助事業

大阪市域において、実証実験や離着陸場等の環境整備に係る調査・検討、社会受容性の向上に向けた取組を実施する事業者に対して、その経費の一部について補助を行っている。

（イ）万博会場外ポート整備事業

大阪港地区（中央突堤）において実施する「空飛ぶクルマ」万博会場外ポートの整地・舗装並びに空飛ぶクルマの格納庫及び充電設備の設置に対し、その経費の一部について補助を行っている。

(ウ) 社会受容性の向上

「空飛ぶクルマ」の実現による市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスなどについて広く共有できるコンテンツの活用等を通じて、市民の社会受容性の向上につなげる取組を実施している。

(3) 中小企業金融

中小企業向け制度融資の実施等を通じて、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図っている。

ア 制度融資

中小企業向け制度融資については、中小企業金融の円滑化を目的として「信用保証協会法」に基づき設立された法人である大阪信用保証協会の保証をつけることにより中小企業の信用力を補うとともに、本市が金融機関に対して資金を預託することにより適切な融資条件の設定を行い、円滑な運用を図っている。

なお、同制度融資については、府市保証協会合併に伴い、平成26年度より大阪府と重複する制度を府制度へ一元化しており、令和6年度は、市独自の制度として「経営支援特別融資」や「設備投資応援融資」、大阪産業創造館と連携した創業支援型の「開業・スタートアップ応援資金」を実施している。

イ 国のセーフティネット保証制度にかかる認定

セーフティネット保証制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度であり、対象となる中小企業者は同制度を利用する際に所在地等の市町村長から認定を受ける必要があるため、申請受付や相談業務を実施している。なお、令和2年3月より、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが減少した事業者に対するセーフティネット保証の認定を実施している。

令和6年度融資制度の概要（令和6年4月1日現在）

融資制度名	融資限度額	融資期間
経営支援特別融資 (府小規模サポート資金【市町村連携型】)	2,000万円 (既存の保証付融資残高を含む)	10年以内
設備投資応援融資 (府チャレンジ応援資金 設備投資応援融資【市町村連携型】)	2億円 (うち無担保8,000万円)	10年以内 (無担保) 20年以内 (有担保)

開業・スタートアップ応援資金 【地域支援ネットワーク型】	3,500万円	10年以内
---------------------------------	---------	-------

※大阪府の制度の枠組みを活用している。

令和5年度制度融資の実績

	件 数	金 額
申 込	4件	34百万円
承 諾	4件	34百万円

令和5年度セーフティネット保証制度にかかる認定等の実績

認 定 件 数	11,086件
電話・窓口相談件数	9,278件

(4) ものづくりの技術・製品開発や人材育成・確保等の支援

ものづくり企業の競争力強化を図るため、高付加価値なものづくりに向けた支援や工場の良好な操業環境づくりなどに取り組んでいる。

ア 地方独立行政法人大阪産業技術研究所における技術・製品開発支援

地方独立行政法人大阪産業技術研究所（平成29年4月設立）では、技術相談や依頼試験分析、受託研究等を実施し、中小企業が抱える技術面の課題解決を支援している。

また、中小企業がスムーズな産学官連携により新たな技術・製品等の開発に効果的に取り組めるよう、研究所に配置したコーディネーターを中心に、共同研究開発プロジェクトの組成や推進、実用化の支援を行っている。

さらに、万博後のビジネスチャンス拡大に向け、次世代高速通信インフラであるBeyond5G関連素材の開発支援に新たに取り組むなど、森之宮センターと和泉センターが連携し、中小企業の成長産業分野への参入や事業拡大の支援に取り組んでいる。

イ 万博を契機とした地域のものづくり魅力発信

万博へ来場する若い世代に対し、市内の中小ものづくり企業の魅力や高い技術力を発信するため、万博会場内で開催される「自治体参加催事（大阪ウィーク）」出展に向けた事前準備を実施している。

ウ ものづくり人材の育成・確保

将来的な中小企業の人材獲得に結びつけるため、自社の魅力や強み等をアピールするとともに、高校の教育方針や授業内容に関する情報等を収集できる企業と工業高校の進路担当者等と

の交流会を開催している。

また、中小企業従事者の社会的・経済的地位の向上のため、きわめて優れた技能を有し他の模範と認められる人材の表彰や大阪テクノマスター制度を実施し、その保有する技能の継承・発展に資するとともに、将来のものづくりに従事する人材の裾野拡大を図っている。

エ 工場立地対策

市内の基盤的技術産業の支援を図るとともに、良好な操業環境を確保するため、(公財)大阪都市型産業振興センター(現在は(公財)大阪産業局)を実施主体として、大正区泉尾に中小製造業向けの賃貸工場である「テクノシーズ泉尾」を整備した。

また、本市ものづくり企業の集積の維持及び強化を図るため、大阪市内に立地又は移転を希望し、工場用地又は貸工場についての情報を求めている企業の希望物件に関する情報を、本事業に協力いただける宅地建物取引業者に提供し、マッチングを図っている。

さらに、工場が立地しやすい環境を整備し、既存工場の市外への流出防止、生産性の向上や高付加価値型の工場への転換等を促進するため、大阪市工場立地法地域準則条例を施行(平成23年4月1日)し、工業・工業専用地域及び準工業地域において、工場における緑地面積率及び環境施設面積率の緩和を行っている。

(5) 外国人材マッチングプラットフォーム

中小企業の外国人材受入れに関する支援機関等によるプラットフォームを大阪府と共同で整備し、中小企業における人材不足の課題解決を支援している。プラットフォームの事務局は(公財)大阪産業局が担い、外国人材受入促進に関する情報発信や企業の課題等に応じて最適な支援機関等へつなぐ取組を実施している。

(6) 商工会議所法関係事務

第4次地方分権一括法に基づき「商工会議所法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」が改正されたことに伴う事務・権限の移譲等を受け、平成27年4月1日から本市が定款変更の届出受理や特定商工業者の負担金賦課の許可といった事務処理を実施している。

(7) 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画

平成30年6月に策定した「導入促進基本計画」について、令和3年6月に国の同意を得て計画期間の延長などの変更を行った。その計画に基づき、市内に事業所を有する中小企業者が労働生

産性を年3%以上向上させるため策定する先端設備等導入計画を審査し、本市の導入促進基本計画に合致する場合に認定を行う。認定を受けた中小企業者は、固定資産税の特例措置等の支援措置を活用することができる。

・令和5年度処理件数 新規認定件数 178件 変更認定件数 23件

3. 中小企業の成長産業分野への参入促進

(1) ライフ・グリーン分野等の振興

ア ATCエイジレスセンター事業

アジア太平洋トレードセンターに福祉ビジネス展示場「ATCエイジレスセンター」を設置し、「介護・福祉・健康分野」の企業等に対し、関連製品・技術・サービスの展示場所やセミナー等の開催を通じたビジネス情報を提供することで、同分野の産業の育成・振興を図っている。

イ ATCグリーンエコプラザ事業

アジア太平洋トレードセンターに環境ビジネス展示場「大阪環境産業振興センター（通称：おおさかATCグリーンエコプラザ）」を設置し、「環境・エネルギー分野」の企業等に対し、関連製品・技術・サービスの展示場所やセミナー等の開催を通じたビジネス情報を提供することで、同分野の産業の育成・振興を図るとともに循環型社会づくりに貢献している。

ウ ATC輸入住宅促進センター事業

アジア太平洋トレードセンターに輸入住宅関連ビジネス展示場「ATC輸入住宅促進センター（IHPC）」を設置し、「環境配慮型住宅・環境配慮型住宅設備機器等の分野」などの企業に対して、関連製品・技術の展示やセミナー等のプロモーション活動を通じて、海外からの輸入住宅（建材・部材・製品等）のビジネス情報を提供し、同分野の産業育成・振興を図っている。また、こういった住宅産業における環境への配慮を促進し環境問題への対応や住宅建設に関する資源の有効活用に貢献している。

(2) デザイン分野の振興

大阪デザイン振興プラザ事業を実施し、創業間もないデザイナーの育成を目的としてアジア太平洋トレードセンターにインキュベーションオフィスを設置し、常駐スタッフによる各種サポートを行っている。また、デザインに関する展示会やセミナー等を開催し、デザインビジネスに関する情報発信とデザイナーの交流も支援している。

4. 中小企業の国際ビジネス展開等の支援

(1) 国際ビジネス展開の機会の提供

国際ビジネス交流拠点施設である「国際見本市会場」（インテックス大阪、昭和60年開業）において、長寿命化等の改修に取り組みながら、国際的な大規模見本市やイベント等の開催誘致を積極的に推進し、効率的かつ効果的なビジネスマッチングや集客の場を創出している。

また、「アジア太平洋トレードセンター」（ATC、平成6年開業）は、アジア太平洋地域を中心とする世界各国との貿易の促進を目的とする大規模複合商業施設であり、各種展示会、セミナーなどを開催し、在阪中小企業のビジネス交流を推進している。

さらに、ビジネスパートナー都市や上海事務所などの海外ネットワークを活用し、セミナーによる海外情報の提供や各関係機関と連携した外国企業との商談会を開催するほか、国際ビジネス経験豊富な海外展開サポーターの派遣等により、中小企業の国際ビジネス活動を支援している。

(2) 新規展示会誘致助成事業

事業の拡大に向け果敢に挑戦する中小企業のビジネス機会の創出を目的として、規模などの一定条件を満たす新たな展示会を積極的に誘致することにより、より精度の高い商談機会の場を提供している。

5. 地域経済の活性化に向けた取組の促進

(1) 地域との協働による経済活力の創出支援

地域の中小企業の課題やニーズを的確に捉え、地域経済の活性化や経済活力の創出につなげていくため、支援サービスのきめ細かな提供に努めるとともに、区役所が地域の多様な主体と協働し、一体となって進める地域経済活性化の取組等を支援している。

(2) 商業の振興

地域商業の振興を図るため、商店街・小売市場などの小売商業の支援に取り組んでいる。

ア 商店街・小売市場の活性化

商店数の減少、商店の経営者の高齢化や後継者難、ライフスタイルや消費行動の多様化が進む中、様々な課題を抱え厳しい環境におかれている商店街・小売市場の活性化に向けた取組を支援している。

(ア) 商店街共同施設等整備支援事業

商店街等への来街者の安全性・快適性を確保し、集客力を高めるため、商店街等が実施

するアーケード、カラー舗装、街路灯、オープンモール化などの施設整備に対する支援を行っている。

(イ) 大阪商店街にぎわいキャンペーン事業

商店街での消費意欲を喚起し、にぎわいを創出するため、キャンペーン期間を設け、市内各地の商店街で多様なイベントを展開し、消費拡大や回遊性の向上を図っている。

(ウ) 大阪市商店街振興ふるさと寄附金

大阪市ふるさと寄附金制度において、「商店街振興」の寄附メニューを設けて、大阪市あきないグランプリ優秀賞など、国・自治体が表彰・認定している店舗・商品の中から募集・選定した記念品を贈呈し、全国の寄附者に市内商店街の魅力発信と愛着の醸成を図っている。

(エ) あきない伝道師による商店街強化事業

商店街等の集客力・販売力の向上に向けて、これまで課題解決や活性化に取り組み、成果をあげている市内商店街のキーパーソンや専門家を「あきない伝道師」として派遣し、その成果事例や経験の伝承及び実践的な取組等に対する支援を行っている。

(オ) 商店街空き店舗マッチング促進事業

不動産情報検索サイト内に大阪市の商店街等の空き店舗情報を集約して掲載し、空き店舗と入居者のマッチングを促進することで、商店街等の空き店舗の利用を図り、商店街等の活性化につなげている。

(カ) 空き店舗を活用した商店街再生事業

大阪商工会議所・大阪市商店会総連盟との連携により、商店街と意欲のある人材を公募し、ワークショップ等を通じたまちの調査分析や事業プランの策定に取り組み、商店街の空き店舗を活用した新たな店舗の開業を支援するとともに、商店街等の店舗や地域とのつながりを強化することで商店街をはじめとしたエリア全体に活力を生み出し、自律的な商店街の再生を図っている。

(ケ) 商店街振興組合法の運用

商店街振興組合法に基づく商店街振興組合の設立の認可等にかかる事務を行っている。

イ 大規模小売店舗立地法の運用

大規模小売店舗の出店に関しては、大規模小売店舗立地法により、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の新設等に対して、交通・騒音・廃棄物など周辺地域の生活環境の保持を目的とした一定の配慮を求めている。

本市では、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発展を図る

観点から、同法に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）」を基本とした運用を行っている。

なお、個別の届出案件について専門的な意見を聴くため、「大阪市大規模小売店舗立地審議会」を設置（平成12年7月）している。

6. 中小企業者の受注機会の増大に向けた取組

（1）大阪市新事業分野開拓事業者認定事業（ベンチャー調達制度）

厳しい経済情勢の中で影響を受けやすい中小企業者の受注機会の確保を図るため、地方自治法施行令の随意契約の規定に基づき、新規性があり優れた特性を有する新商品の生産等に取り組む市内中小企業者を認定事業者として認定（令和5年度：2業者2商品）し、本市認定商品等の庁内購入（随意契約）に率先して努めることで企業の販路開拓を支援する大阪市新事業分野開拓事業者認定事業（ベンチャー調達制度）を実施している。

（2）官公需に関する中小企業者の受注機会の増大

工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大のための基本方針として、①中小企業者が受注可能なものは、優先的に中小企業者に発注する、②分離・分割発注に努める、③発注情報の提供を行う、などの施策を講じている。

特に、平成23年4月1日以降発注分からは、さらなる受注機会の拡大を図るため、国で指定する中小企業者の受注機会を増大することが必要であると認められる官公需特定品目のうち、予定価格500万円未満の入札については、原則として市内中小企業者に限定して発注している。さらに、官公需特定品目のうち印刷及び事務用品の入札については、原則として市内本店中小企業者に限定して発注している。

また、中小企業者を下支えする観点から、工事や業務委託の入札において過度に低廉な価格競争を防止するため、最低制限価格や低入札価格調査制度の適用範囲を拡大するとともに、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の算定については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に合わせ迅速に対応するなど入札契約制度の改善にも取り組んでいる。

大阪市官公需契約実績額（令和５年度）

（単位：件、百万円）

区 分	官公需契約総実績		うち中小企業向契約実績		件数比率	金額比率
	件 数 (A)	金 額 (A')	件 数 (B)	金 額 (B')	$(B) / (A) \times 100$	$(B') / (A') \times 100$
物 件	32,945	15,850	31,596	13,376	95.9	84.4
工 事	6,489	204,842	6,128	147,179	94.4	71.8
役 務	14,688	107,650	11,882	60,964	80.9	56.6
合 計	54,122	328,341	49,606	221,519	91.7	67.5

7. 中小企業振興及び施策に関する理解・活用促進（施策の広報等）

中小企業支援施策や大阪市中心企業振興基本条例に関して、大阪産業創造館の広報誌である「B p l a t z p r e s s（ビープラッツプレス）」の活用や市ホームページへの掲載などにより、市内中小企業や市民等に幅広く広報を行い、施策・事業の周知や利用促進を図るとともに、中小企業振興に関する市民等の理解促進に努めている。